

香陽校区コミュニティ協議会会則

《名称及び事務局》

第1条 本会は香陽校区コミュニティ協議会と称し、事務局を香陽小学校内に置く。

《目 的》

第2条 本会は自治会・各種団体相互の連携を深め、校区住民の連帯意識を高め、コミュニティの推進と福祉の増進を図り、住み良い町作りを目的とする。

《事 業》

第3条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 自治会及び各種団体等の情報交換と活動調整に関すること。
- (2) 地域の生活環境の整備と改善に関すること。
- (3) 社会福祉の増進に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 地域の防犯・交通安全・防災活動に関すること。
- (6) 文化・スポーツ・レクリエーション等に関すること。
- (7) 機関紙などによる地域活動の広報・伝達に関すること。
- (8) その他、地域のコミュニティに関すること。

《組織及び構成団体》

第4条 本会は自治会部会と専門部会で構成する。専門部会は以下の校区諸団体で組織する。 ー別紙組織図参照ー

- | | | |
|---|----------------|----------------|
| (1) 校区福祉委員会 | (2) 民生委員・児童委員 | (3) 主任児童委員 |
| (4) ボランティア部会 | (5) ひとり暮らし老人会 | (6) 老人クラブ |
| (7) 青少年育成指導員 | (8) 保護司 | (9) 少年補導員 |
| (10) 更生保護女性会 | (11) スポーツ推進委員 | (12) 体育委員 |
| (13) 子ども会 | (14) 防犯香陽支部 | (15) 交通指導員 |
| (16) 明るい選挙推進委員 | (17) 廃棄物減量等推進員 | (18) 香陽校区自主防災会 |
| (19) 枚方子どもいきいき広場運営委員会(サタデー・あい) | | |
| (20) 小・中学校長、教頭 (21) P T A (22) おはよう会 (23) その他関連団体 | | |

《役 員》

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 顧問 若干名

《役員を選出》

第6条

- (1) 幹事は第4条の自治会・諸団体より選出する。
- (2) 会長、副会長、書記、会計は幹事の推薦により総会で承認を受ける。
- (3) 会計監査は自治会・諸団体の役員経験者より会長が委嘱する。
- (4) 顧問は必要に応じて会長が委嘱する。

《役員の任期》

第7条 役員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

《役員の職務》

第8条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は会議等の記録及び司会進行を行う。
- (4) 会計は会計事務を行う。
- (5) 会計監査は会計事務を監査する。
- (6) 幹事は第3条の事業を実施するため業務を分担し運営にあたる。

《会 議》

第9条

- (1) 本会の会議は総会、幹事会、役員会、自治会長会とし、必要に応じて会長が招集する。
- (2) 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。
- (3) 総会は年1回定期に開催する。但し必要がある場合は臨時に開催することができる。
- (4) 総会は本会を構成する自治会、各団体役員、委員の半数以上（委任を含む）の出席をもって成立する。
- (5) 総会は次の事項を審議、承認、決議する。
 1. 事業報告及び事業計画
 2. 決算及び予算
 3. 会則の改廃
 4. その他必要事項
- (6) 総会の議長はその都度会員の中から選出する。
- (7) 幹事会は総会に次ぐ決議機関で、役員及び第4条の組織代表が出席する。

《運 営》

第10条 本会の全校区にわたる主なる行事は実行委員会を編成して実施する。

《運営費》

第11条 本会の運営費は各自治会よりの会費（構成世帯1戸あたり年400円）、市補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

《会計年度》

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

《弔慰金》

第13条 各種団体の役員経験者にご不幸があった場合、次の弔慰金を送るものとする。金5000円・他に供花。
但し、特別の事情が生じたときは、その都度協議することとし、次の幹事会で承認を受けるものとする。

《付 則》

本会則は平成 2年11月23日より施行する。

平成 3年5月18日 一部改正

平成 5年5月29日 一部改正

平成 9年5月17日 一部改正

平成11年5月22日 一部改正

平成13年5月12日 一部改正

平成17年5月 9日 一部改正

平成19年5月14日 一部改正

平成25年5月13日 一部改正

令和 7年5月11日 一部改正